

業務指示書

ミャンマー国貧困削減地方開発事業(フェーズ2)準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)(以下「機構」という。)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年6月10日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年6月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数(通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く)の3/4まで補強を認めます。

【業務主任(総括)について】

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の同員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：地方インフラ開発に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／地方開発）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地方インフラ開発
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地方道路①】

- 1) 類似業務の経験：地方道路
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地方給水①】

- 1) 類似業務の経験：地方都市給水
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年6月19日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(MMK1 = 0.115 円, US\$1 = 123.96 円, EUR1 = 135.33 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期: ~
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地方開発
地方道路①
地方給水①

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

15.25 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年7月9日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・ 契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・ 以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・ 基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ミャンマー国貧困削減地方開発事業(フェーズ2)準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地方開発	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 地方道路①	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地方給水①	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	4.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 調査の背景

テイン・セイン大統領率いる現政権は、2011年3月に発足して以来、民主化や和平合意、経済活性化に向けた様々な改革に着手している。その成果に加えて欧米諸国による経済制裁措置の撤廃や貿易・投資拡大などにより、2014年度及び2015年度のミャンマー経済成長率は7.8%を達成する見込みである(ADB)。

他方で、ミャンマーにおける社会経済状況は未だ発展途上にある。2014/15年度の一人当たりGDPは1,270ドル(IMF)と推定されており、ミャンマーは後発開発途上国(LDC)として位置づけられている。また、貧困率は、過去数年で若干の改善は見られたものの、2010年時点で未だ26%にとどまっている(UNDP)。加えて、軍事政権下においては、都市部の大規模インフラの開発に重点が置かれ、地方部への投資が軽視されてきたことから、地方のインフラ整備が遅れており、国内の地域・州間における貧困率の格差の要因となっている。チン州(76%)で最も貧困率が高く、続いてラカイン州(44%)、タニンダーリ州(33%)、シャン州(33%)、そしてエーヤワディー州(32%)で貧困率が高くなっている(UNDP, UNICEF)。

このような状況下で、地域・州間の貧困格差を是正し、均衡のとれた国家開発を達成すべく、包括的な地域開発事業が求められている中、2013年6月には有償資金協力「貧困削減地方開発事業(フェーズ1)」の円借款貸付契約が調印された。同事業の実施はミャンマー地方部の貧困削減・地方開発に資するものとして捉えられている。今後の継続した支援に対するミャンマー政府からの期待も大きく、フェーズ1に続く後続案件としての「貧困削減地方開発事業(フェーズ2)(以下、「本事業」)」実施に向けたミャンマー政府からの要望を受け、2015年3月に協力準備調査を実施することで合意した。

本事業では、フェーズ1の対象とならなかった地域や案件についても、地域の特徴を踏まえたうえで事業対象として検討する。また、案件形成段階での地方部におけるステークホルダーとの協議によって、より現状に即した貧困削減に効果的なサブプロジェクトを選定・実施していくことを狙いとしている。さらに、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取り組みを本事業に含めることで、ジェンダー案件として女性の地位向上に資する可能性も検討する。

本調査は、フェーズ1での経験も踏まえ、当該事業の背景、目的、必要性、対象、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境および社会面の配慮や他機関との連携等、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な情報の収集及び分析を行うことを目的として実施するものである。

2. 本事業の概要

(1) 事業名

貧困削減地方開発事業（フェーズ2）

(2) 事業目的

ミャンマー全国において、貧困層への裨益効果が高く、また緊急性の高い生活基盤インフラ（道路・橋梁、電力、給水）の新設・改修を行うことにより、地方部の住民の生活向上を図り、もって地方部における開発・貧困削減に寄与するもの。

(3) プロジェクトサイト/対象地域名

ミャンマー全国7地域及び7州（カチン州、カヤ州、カレン州、チン州、ザガイン地域、タニンダーリ地域、バゴー地域、マグウェー地域、マンダレー地域、モン州、ラカイン州、ヤンゴン地域、シャン州、エーヤワディー地域）、1特別行政区(Union Territory)、6自治区(Self-Administered Zones/Division)。ただし、ヤンゴン市やマンダレー市等の大都市部や、紛争地域、国境付近・僻地は対象外とし、プロジェクトサイトは基本的に地方都市及びその郊外・近辺を中心とする。

(4) 事業概要

本事業は複数のサブプロジェクトから構成され、具体的には以下の生活基盤インフラの改修・拡張を実施する。なお、括弧内にフェーズ1の事業やこれまでミャンマー側から要請のあったスコープを例示するが、本調査を通じ協力範囲を提言する。

- ① 道路・橋梁サブプロジェクトの実施（1車線・2車線地方道路、小中規模橋梁の建設、改修）
- ② 電力サブプロジェクトの実施（小・中規模(66kV以下)送配電網改修・拡張及び変電所・変圧器改修、オフグリッド電化支援）
- ③ 給水サブプロジェクトの実施（地方都市給水管整備・拡張及び浄水施設整備）

(5) 関係省庁・機関

- ① 総合監督機関：国家計画・経済開発省対外経済関係局 (Foreign Economic Relations Department, Ministry of National Planning and Economic Development: FERD)
- ② 道路・橋梁サブプロジェクトの実施：建設省公共事業局 (Public Works, Ministry of Construction: PW)
- ③ 電力サブプロジェクト（オングリッドによる電化）の実施：電力省地方

配電公社 (Electricity Supply Enterprise, Ministry of Electric Power: ESE)

- ④ 電力サブプロジェクト (オフグリッド地域の電化) 及び給水サブプロジェクトの実施: 畜水産地方開発省地方開発局 (Department of Rural Development, Ministry of Livestock, Fisheries and Rural Development: DRD)

※ 上述の事業実施体制は本調査結果を踏まえ変更される可能性がある。

(6) 地方開発セクターに関連する我が国の主な援助活動

無償資金協力

- ① 「中央乾燥地村落給水計画」(6.3 億円: E/N 署名 2013 年)
- ② 「カレン州における道路建設機材整備計画」(7.6 億円: E/N 署名 2013 年)
- ③ 「ラカイン州における道路建設機材整備計画」(7.4 億円: E/N 署名 2014 年)

円借款

- ① 「貧困削減地方開発事業 (フェーズ 1)」(170 億円: E/N 署名 2013 年)

技術協力

- ① 「ミャンマー地域観光開発のためのパイロットモデル構築プロジェクト」(R/D 署名 2014 年) (2014.8~2017.7)
- ② 「少数民族のための南東部地域総合開発計画プロジェクト」(R/D 署名 2013 年) (2014.2~2015.9)

3. 調査の目的

本調査は、「貧困削減地方開発事業 (フェーズ 2)」について、目的、対象地域、事業スコープ、事業費、実施スケジュール、実施 (調達・施工) 方法、事業実施体制、運営・維持管理体制、事業効果、環境社会面の配慮など、我が国円借款事業として実施するための審査に必要な調査を行うことを目的として実施するものである。

4. 調査の範囲

本調査は、「3. 調査の目的」を達成するために「5. 実施方針および留意点」に配慮しつつ、「6. 調査の内容」に述べる内容の調査を実施するとともに、「7. 成果品等」に記載の報告書を作成するものであり、原則、JICA とミャンマー関係者が 2015 年 3 月 31 日に署名した協議録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針および留意事項

(1) 調査内容

本調査では、現在実施中の貧困削減地方開発事業（フェーズ1）（以下、フェーズ1）の経験を踏まえたうえで、各セクターにおけるミャンマー政府が策定した開発計画（国家包括的開発計画(NCDP)、国家開発5カ年計画）や社会経済開発効果に基づいた選定基準を明確にし、JICA 及びミャンマー政府との協議を踏まえて具体的なサブプロジェクトを選定し、現地調査を踏まえて事業内容を確定する。そのプロセスにおいて、

(ア) フェーズ1の借款コンサルタントと密に連携をとること

(イ) 2(6)の既存案件との連携方法を模索するとともに事業内容の重複を避けること

(ウ) 地方部におけるステークホルダーの意見を広く取り入れること

(エ) ジェンダー活動統合案件としての位置づけが可能となるよう、これに配慮したセクターごとのサブプロジェクトの選定方法及び実施方法を明確化すること

(2) 円借款検討資料としての位置づけ

本調査の結果は、本事業に対する円借款の審査を JICA が実施する際に検討資料として用いられることになるため、事業内容の計画策定については、調査の過程で随時 JICA と協議すること。

また、本調査で検討・策定した事項が、ミャンマー関係機関への一方的な提案とならないように、ミャンマー政府と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。ただし、本調査は円借款供与を約束するものでないことに留意し、ミャンマー政府関係者に誤解を与えないよう配慮すること。

(3) 既存情報の活用

調査に当たっては、2(6)に記載のある関連既存案件の報告書等を含めた各種既存資料を十分に活用することが求められるが、特に「貧困削減地方開発事業（フェーズ1）」に関する閲覧資料を活用すること。加えて、同事業関係者へのヒアリングや関連報告書等を通じて、実施機関の案件実施・監理能力や事業実施の上での課題や留意点などを十分検証すること。

(4) 審査の重点項目

本調査の結果が円借款事業の審査の検討資料となるため、以下の項目については、結果の取り纏めに際して、JICA から基本的な基準、取り纏めの様式等を指示することがある。また、審査にあたり必要な項目を追加して調査依頼（契

約変更)を行う可能性がある。

- ① 各サブプロジェクトの調達・施工方法
- ② 事業実施計画
- ③ 事業費
- ④ 事業実施機関の実施体制・能力
- ⑤ 操業・運営/維持・管理体制
- ⑥ 運用・効果指標
- ⑦ 環境社会配慮

(5) 関係機関との情報共有と連携模索

業務実施に際し、関係政府機関、ドナー、NGOなどの関係機関との情報共有を密にし、効果的な計画及び事業形成を目指すとともに、関係機関の実施する事業との連携の可能性を検討する。そのためにも、サブプロジェクトの詳細が固まった時点で、30～80名程度規模のワークショップの開催を関係機関に働きかけ、支援する。特に、中央政府と地方部ステークホルダーとの関係においては、調査期間中に両方で緊密な情報共有・連携が出来るよう支援する。

(6) 環境社会配慮

- ① 本事業は「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)(以下、JICA環境ガイドライン)に掲げる道路セクター、送変電・配電セクター、上水道セクターのうち大規模なものに該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断され、且つ同ガイドラインに掲げる、影響を及ぼしやすい特性及び影響を受けやすい地域に該当しないため、カテゴリBに分類される。
- ② ただし、本事業で想定される地方道路などの地方基幹インフラ整備事業については、過去の類似案件において、大規模な住民移転・用地取得は伴わないものの、道路拡張に伴う小規模な用地取得が生じた事例もあるため、調査段階において、JICA環境ガイドラインに基づき、重要な環境社会影響項目の予測・評価及び緩和策、モニタリング計画案の作成を行うとともに、簡易住民移転計画の作成支援を行う。また、ミャンマーにおいては環境社会配慮関連の各種法制度を整備中であることから、これらの動向に留意のうえ、必要に応じてミャンマー内の法制度に沿って事業認可を取得できるよう、実施機関を支援することが求められる。
- ③ また、プロジェクトが先住民族に及ぼす影響は、あらゆる方法を検討して回避に努めねばならない。万一、調査の結果、かかる影響の可能性が発生した場合には、影響を最小化し、損失を補てんするための、実効性のある

対策を検討する。

(7) 安全配慮

対象地域は全国7地域7州、1特別行政区、6自治区であり、一部の州では少数民族が多く居住している。紛争地域、国境付近・僻地は原則対象外とするが、仮に少数民族居住地域の現場視察・調査をすることになった場合は、JICA 渡航措置及びミャンマー事務所の定めに従い、JICA 及び実施機関と協議の上、必要に応じて最新の治安状況の提供、訪問時の警察や国境省職員による警備・同行、安全な交通手段・宿泊先の便宜供与などを受け、十分に治安面に配慮する。特に、シャン州、カヤ州、モン州のタイ国境付近、そのほか国境付近や JICA で安全管理上承認が必要であると規定されている地域での活動を検討する場合は、計画段階で別途 JICA と協議し、承認を得たうえで、必要な対応策を講ずる。

(8) リスク管理シートの作成

開発途上国における円借款事業は、案件実施段階で十分な監理を行っても期限内・予算内に完成しないケースや、事業完成後の便益が当初の想定水準に達しないケースがある。こうしたケースの発生を未然に防止しつつ、事業実施段階において発生しうる問題への対応策を予め検討しておくためには、案件形成の初期段階において潜在的なリスク事項の特定および対応策の策定を行う必要がある。このため、リスク事項の特定および検討を促進するためのリスク管理シートを作成する。

(9) 貧困の定義及び貧困削減協力の目的

JICA は課題別指針「貧困削減」(2009年9月公布)において、貧困を「人間が人間としての基礎的生活を送るための潜在能力を発揮する機会が剥奪されており、併せて社会や開発プロセスから除外されている状態」と定義する。また JICA の貧困削減協力の目的を、「貧困層自身が潜在的に持つ経済的、人的、保護、政治的、社会文化的能力を強化し、これらの能力を発揮できる環境を整えることで、貧困層の一人ひとりが貧困状態から脱却すること」とする。本定義、目的に基づいて、貧困削減案件としての事業効果指標(所得水準や健康状態、教育機会等)を検討することとする。

また、本事業では道路・橋梁、電力、給水の生活基盤インフラ整備を通じて貧困削減を図るものであり、サブプロジェクト選定に当たっては、同3セクター整備による相乗効果が発現されるよう、留意する。

(10) ミャンマー語

本調査のファイナル・レポートには、ミャンマー語の要約を付けることとする。このために必要となる翻訳費用を見積もりに計上すること。

6. 調査の内容

(1) 国内準備調査 (2015年7月)

1) 既存資料・調査・開発計画のレビューを通じた背景の調査・確認

(ア) 地方開発の文脈で、ミャンマーの政治・経済・社会情勢を整理する。

(イ) 特に貧困・低開発の観点から、貧困率や所得、教育・保健・上水道・電気などの社会サービスへのアクセス、交通移動手段など、貧困に係わる各セクターの地域別の主要指標を把握し、地域別の比較分析及び要因分析を行う。

(ウ) ミャンマーにおける地方開発（インフラ整備、社会サービスなど）に関する現状と課題を分析する。またミャンマーの貧困削減、地方開発に係わる上位計画・戦略の内容、実施状況などを把握し、本事業との整合性を確認する。

(エ) 本事業の対象セクターの法制度・政策、上位計画の位置づけや、その概要、達成目標と実施状況について調査し、概要を纏めるとともに、本事業の位置づけを明確にする。また、地方開発や貧困削減に関するドナー間の調整の枠組みや戦略が策定されている場合には、これらの内容と本事業の関係について整理する。

(オ) (ア)～(エ)を踏まえ、本事業要請の背景や経緯を調査・確認し、事業の妥当性を検証する。

2) 他ドナー、NGOの活動の把握

(ア) 他ドナーやNGOによる類似・関連プロジェクトの有無、またその概要について以下の事項を調査し、本事業とのデマケーションや整合性を整理する。

①実施内容、②実施機関、③実施期間、④プロジェクト名、⑤事業費、⑥援助形態（技協、無償、有償）、⑦実施目的。また、それら類似案件の事例分析等を踏まえ、事業対象地域の地域開発における地域住民参加の仕組みや現状、事業費・運営維持費の住民負担の方法についてレビューする。

(イ) (ア)を踏まえて、本事業のアプローチとして活用可能性があるものを抽出する。

3) インセプション・レポートの作成・協議

(ア) 全体業務実施計画の策定

1)、2)における調査結果や本業務の目的を踏まえ、業務にかかる計画（調査方針、範囲、内容、調査実施体制、実施方法、工程）について検討する。

(イ) インセプション・レポートの作成

(ア) を踏まえ、インセプション・レポートを作成する。内容はプロポーザルでの記載事項のみならず、契約交渉を含む国内での各種協議も踏まえた内容とし、ファイナル・レポートの目次案を含めることとする。現地再委託業務がある場合は、業務内容と工程を記載する。なお、ドラフト版の JICA への提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

(ウ) インセプション・レポートの検討・協議

JICA に対してインセプション・レポートの内容について説明・協議を行い、加筆修正を行う。特に他プロジェクトとの重複、活用の可能性についてよく確認し、効率的な業務となるよう留意する。

(2) 第一次現地調査 (2015 年 8 月～9 月：ネピドー)

1) インセプション・レポートを先方関係機関に説明し、合意を得る。

2) 国内準備調査時に収集した基本情報について、必要に応じて追加情報収集を行う。

3) フェーズ 1 で実施中のサブプロジェクトの実施状況、課題や問題、また実施機関の事業実施体制や能力 (設計、調達、施工、案件監理、財政管理、組織間調整、意思決定、運営・維持管理など) を関係者へのヒアリングを通じてレビューする。

4) サブプロジェクトの選定基準の設定、サブプロジェクトの検討

(ア) 協力準備調査開始にあたっては、中央政府がサブプロジェクト候補を示したロングリストを提出する予定となっており、調査団は右ロングリストからサブプロジェクト選定 (ショートリスト化) のための選定基準を提言する。現時点で想定している選定基準は経済性・事業効果が高いこと、ジェンダー活動統合案件として成立しうること、環境や社会への重大で望ましくない影響が伴わないこと、技術的妥当性などであるが、調査においてその重要性を確認し、選定基準の検討を行う。また、貧困率の高い地域及び基盤インフラ整備が相対的に遅れている地域など、サブプロジェクト対象地域の妥当性を検討する。

(イ) (ア) で設定した選定基準に基づき、サブプロジェクトの妥当性を予算、効果、地理的要素、調達、技術、需要、環境配慮、実施機関の意向などの観点から総合的に検証したうえで、対象サブプロジェクトの候補リスト (ショートリスト) を作成し、関連省庁・機関の合意を得る。

(ウ) 以下の事項については、第二次、第三次現地調査で詳細に検討するが、可能な範囲で情報収集を行い、サブプロジェクト検討過程において考慮する。

① 女性参画の促進や、女性のエンパワメントに係る支援の在り方

② 住民参加や住民との合意形成方法

(エ) サブプロジェクト検討の際に、JICA の他案件との重複がないよう留意する。特に現在協力準備調査が実施されている「地方主要都市配電網改善事業」に関連して、同事業の対象とする地方都市内の既存配電網の改修については本事業の電力サブプロジェクトから除外することとする。

5) フェーズ 1 の実績及びミャンマー政府の既存情報（単価リストや標準設計など）を活用し、各セクターのサブプロジェクトで想定される標準設計・標準コストを調査し、本事業サブプロジェクトの設計・コストを検討する際に活用する。

6) 現地調査の開始・終了に当たり JICA ミャンマー事務所への報告を行う。

(3) 第一次国内作業 (2015 年 9 月)

1) 第一次現地調査の結果をプロGRESS・レポートとして取り纏め、JICA に説明・協議し合意を得る。なお、ドラフト版の JICA への提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

2) 第一次現地調査結果を踏まえ、第二次現地調査計画（地方部訪問を含む）を検討し、JICA と協議を行う。

(4) 第二次現地調査 (2015 年 10 月～11 月：地方部)

1) プロGRESS・レポートの内容を、ミャンマー側関係者に説明の上、合意を得る。また、第一次現地調査及び第一次国内作業における日緬関係者との協議を踏まえて作成されたサブプロジェクトリストについてミャンマー政府と協議し、必要があれば更なる協議、修正のうえ、合意する。

2) サブプロジェクトの概要調査

各対象サブプロジェクトについて、サブプロジェクト概要、基本計画、実施方法の検討、自然条件調査、環境社会配慮などを中心に調査し、報告書にまとめる。個々のサブプロジェクト内容を明確化、整理したうえで、プロジェクト規模（予算や技術的要件を含む）について、実施機関の案件監理、維持・運営能力等を踏まえて、その妥当性を検討する。

(ア) サブプロジェクト概要（事業の概要・背景と必要性）

(イ) 基本計画（事業費積算や事業工程・日程の把握に必要な情報の収集）

- ① 道路・橋梁セクター：施工区分・範囲の確定、施工期間の想定(工程表の作成)、工事施工方法、舗装方法、橋種の検討、必要となる主要機材の仕様・数量、労働者数の想定など
- ② 電力セクター：施工区分・範囲の確定、施工・設置期間の想定(工程表の作成)、工事施工方法、発電機器の設置方法、配電線延伸方法、変電所・変圧器の改修方法、必要となる主要機材の仕様・数量、労働者数の想定など
- ③ 給水セクター：施工区分・範囲の確定、施工・設置期間の想定(工程表の作成)、浄水場の工事施工方法、給水・取水・配水方法の検討、必要となる主要機材の仕様・数量、労働者数の想定など

(ウ) 実施方法の検討

- ① 事業の計画、実施、運営・維持管理のプロセスにおける裨益者との合意形成方法について検討を行い、彼らの意見を反映させるのに有効と思われる手段については JICA と協議の上、実施し、選定基準に沿ってその妥当性を検討する。
- ② ジェンダー活動統合案件については、地方開発における女性の参画状況と、参画を妨げている要因について分析し、ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取り組みを、本事業の性質を踏まえたうえで、サブプロジェクトの一環としてどのように組み入れることができるか検証し、提案する。

(エ) 自然条件調査(気象、地勢、地形、地盤、地質、水文など)

(オ) 環境社会配慮

(カ) 貧困削減促進効果(所得水準や健康状況など)、事業効果

(キ) 施設や設備の維持・運営・管理能力

3) サブプロジェクト概要調査に当たっての留意点

(ア) コスト積算

各サブプロジェクトの基本計画を踏まえ、(2) 4) をもとに積算方法や積算過程を明確にしたうえで、サブプロジェクトごとのベースコストを算出する。その際、準拠している積算基準、労務単価、公示数量・単価の根拠を示したうえで、コストの妥当性を検討するものとする。総事業費は、コンサルティングサービス、プライスエスカレーション、予備費、建中金利、用地取得費、管理費、税金(商業税及び関税)に分ける。そして、それらを年度ごとに割り振った、外貨と内貨構成を含む資金需要計画を策定する。なお、プライスエスカレーション、予備費、為替レート、また資金需要計画の様式については、別途 JICA が指示することがある。

加えて、ベースコストの算出に当たっては、以下の①～④を踏まえ、コスト

縮減策を検討する。同縮減策（含む効果など）については、JICA と協議し、別途指示する様式にとりまとめ、提出する。

① 最適計画の策定

本調査において、施工方法、施工技術、契約方式等の各観点から標準的な実施計画とコスト縮減の可能性のある代替計画案を比較・検討しつつ、事業費を含めて最も効率的な最適計画を策定する。

- ・ 施工方法に係る最適化：標準的な施工方法と、工期短縮などによりコスト縮減の可能性のある施工方法を比較・検討する。
- ・ 施工技術に係る最適化：標準的な施工技術と、コスト縮減の可能性のある先進的な施工技術を比較・検討する。
- ・ 契約方式に係る最適化：標準的な契約方式とコスト縮減の可能性のある他の契約方法を比較・検討する。

② 附帯的施設の再検討

附帯的施設（給水施設や変電所など）については、従来の標準的な規模や規格に対して再検討を行うことなどを通じてコスト縮減を図る。

③ 事業計画の一部見直し

円借款候補案件の規模や機能の検討にあたって、従来どおり検討して作成した事業計画に対して一部見直しや工夫を行うことにより、一層効率的な事業計画となるようコスト縮減を図る。

④ 適正な工期設定

円借款支援事業の完成まで適正な工期を設定する。また、調達ロットに関し、入札による競争原理を通じたコスト縮減を図るためのロット分けの方法についても、かかる工期設定の段階において事業実施機関と十分に協議し、検討することとする。

(イ) 実施スケジュールの検討

現地調査の結果を踏まえ、各サブプロジェクトのスケジュールをバーチャートで作成する。完成の定義は全ての施設や設備の「供用開始時」とする。

(ウ) 環境社会配慮の確認

①本調査は JICA 環境ガイドラインにおいて環境カテゴリ B と分類されている。JICA 環境ガイドラインに基づき、環境社会配慮面のサブプロジェクト選定基準や選定手続きを作成し、実施機関の環境社会配慮能力を確認のうえ、必要に応じその配慮能力の強化策を提案する。

②JICA 環境ガイドラインに基づき、相手国等と協議の上、調査結果を整理する形で、セクターごと、若しくは類似の事業内容・規模の複数のサブプロジェクトに共通の JICA 環境ガイドラインの環境チェックリスト案及び IEE, EIA 案を作成するほか、環境社会配慮面から代替案の比較検討を行い、重要な環境影

響項目の予測、評価、緩和策、モニタリング計画の作成支援を行う。また、報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。環境社会配慮に係る主な調査項目は、以下の通り。なお、被影響住民に対するステークホルダー協議は必ず実施する。

- ベースとなる環境社会の状況（土地利用、自然環境、及び経済社会状況等）の確認
- 相手国の環境社会配慮制度・組織の確認
- ◇ 環境配慮（環境影響評価、情報公開等）に関連する法令や基準等
- ◇ 「国際協力機構 環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）との乖離
- ◇ 関係機関の役割
- スコーピング（事業を実施するにあたって考慮すべき環境社会項目とその評価方法を明らかにすること）の実施
- 影響の予測
- 影響の評価および代替案（ゼロオプションを含む）の比較検討
- 緩和策（回避・最小化・代償）の検討
- 環境管理計画・モニタリング計画案（実施体制、方法、モニタリング用機器など）の検討
- 予算、財源、実施体制の明確化
- ステークホルダー協議の開催支援（実施目的、参加者、協議内容等）

（エ）簡易住民移転計画の策定支援

本事業の実施に当たっては、過去にミャンマーで JICA が実施した類似事業から、大規模な住民移転は見込まれないものの、小規模な用地取得が生じる可能性がある。よって本調査においては、JICA 環境ガイドラインに基づき、用地取得が生じる全てのサブプロジェクトの簡易住民移転計画案の策定を行う。簡易住民移転計画案に含まれるべき内容は、以下のとおりとする。報告書の作成においては、「カテゴリB案件報告書執筆要領」に基づくこととする。なお、被影響住民に対するステークホルダー協議は必ず実施する。また簡易住民移転計画案を策定するために実施した、社会経済調査、再取得価格調査、生活再建対策ニーズ調査などの関連調査結果も JICA へ提出する。本事業のために既に用地取得あるいは住民移転が行われた土地がある場合、その過程での住民協議方法や補償水準について確認する。

- 用地取得・住民移転の必要性
- 事業対象地の全占有者を対象とした人口センサス調査、財産・用地調査結果
- 事業対象地の占有者の最低 20%を対象とした家計・生活調査結果

- 損失資産の補償、及び生活再建対策の受給権者要件
- 再取得価格調査を踏まえた、完全な再取得費用に基づく損失資産の補償手続き
- 生活再建対策ニーズ調査結果を踏まえた、移転前と比べ、受給権者の家計・生活水準を改善、少なくとも回復させるための生活再建対策
- 苦情処理を担う組織の権限、及び苦情処理手続き
- 住民移転に責任を有する機関（実施機関、地方自治体、コンサルタント、NGO等）の特定、及びその責務
- 損失資産の補償支払完了後、物理的な移転を開始させる実施スケジュール
- 費用と財源
- 実施機関によるモニタリング体制、モニタリングフォーム
- 初期設計、及び生計再建対策の代替案に係る住民協議結果
- ステークホルダー協議の開催支援

4) 現地調査の開始・終了に当たり JICA ミャンマー事務所への報告を行う。

(5) 第二次国内作業 (2015 年 12 月)

1) 第二次現地調査の業務概要についてインテリム・レポートとして取り纏め、JICA に説明・協議し合意を得る。なお、ドラフト版の JICA への提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

2) 第二次現地調査結果を踏まえ、第三次現地調査計画を検討し、JICA と協議を行う。

(6) 第三次現地調査 (2015 年 1 月～2016 年 2 月) (ネピドー、地方部)

1) 第二次現地調査に引き続き、地方部にてサブプロジェクト概要を調査する。

2) 関係者への説明

(ア) JICA と協議の上、本事業概要についてミャンマー側に説明を行う。

(イ) これまでの調査を踏まえ、本事業概要に関する関係者に対するワークショップを開催する (30 名程度を想定)。

3) 実施体制の提案

(ア) フェーズ 1 の実施状況を踏まえて、実施機関の具体的な役割分担 (TOR) を明確化し、より効率的且つ効果的な事業実施体制を提案する。なお、同一セ

クターでも、サブプロジェクト規模・内容によって実施機関が異なる場合は、右を踏まえたうえで実施体制を検討する。また、事業実施機関の組織体制（事業における役割、組織図、人員構成、各事業コンポーネントの実施担当機関・部署）、技術面・財務面の実施能力等を確認し、適切な事業の実施体制を提案する。

（イ）より効果的且つ効率的な事業実施体制を確立するために、実施機関の財政管理能力、計画立案能力、運営・維持管理能力、住民の実施・運営能力の向上に係る附帯技術協力が必要と判断された場合には、その概要（目的、TOR 案概要、所要 M/M 等）を提案する。

（ウ）プロジェクト・マネジメント・ユニット（Project Management Unit: PMU）及びプロジェクト運営委員会（Project Steering Committee: PSC）の設置を前提に、フェーズ 1 の教訓を踏まえ、その役割、メンバー、TOR、及び運営体制を明確化する。

（エ）サブプロジェクトの変更の必要性が生じた場合の手続きについて明確化する。また、貸付実行の実施機関内手続きについて、フェーズ 1 の教訓を踏まえ、より効率的な代替案を提示する。

4) 運営・維持管理体制の提案

以下①、②を踏まえた、持続的な事業効果の発現を担保するための運営・維持管理体制を提案する。

- ① フェーズ 1 や類似案件で設置・建設した小規模インフラ設備の、中央政府や地方政府による運営・維持管理上の問題を、既存報告書、日緬関係者からの聞き取り、現地視察等から把握し、事業実施の上で想定される阻害要因をミャンマー政府関係者と整理したうえで、対処方針について協議する。
- ② 事業効果を最大化し、それを持続させるためのプロジェクト・ライフサイクルを計画する。そのうえで、上記①で把握した運営・維持管理上の現状・課題を踏まえ、現実的かつ持続的な維持管理支出計画を策定し、予算手当を行う財源確保計画を提案する。なお、維持管理費はミャンマー政府が負担することになるため、適切かつ十分な水準が確保されるよう積算すること。

5) 調達計画

（ア）円借款対象部分は非適格項目を除く事業費の 100%が上限となる予定。借款対象外部分の資金調達についても検討する。その際に、事業に必要な予算が確保されるためのミャンマー政府の財政管理能力についても過去の事例等から検証する。

（イ）事業の実施に必要な資機材やサービスの調達に関連する現地国内法

規や円借款の付帯条件等を十分に勘案し、事業の効率的な実施が可能となるよう、パッケージ分け・入札方法・標準入札書類選択を含む調達方法を提案する。各パッケージのスケジュールについて、PQ 書類作成、PQ 評価、入札書類作成、入札評価、契約のターゲット期日を明確化する。但し、小規模の入札や競争入札以外の方法をとる場合については、事前に詳細を確定させるのは必ずしも妥当でないので、その場合は、JICA と相談のうえ、記載ぶりを検討する。

(ウ) 資機材・サービスの調達の際の入札方法（競争入札の形態、契約パッケージ、契約条件、選定方針等）、安全対策、品質管理の方法について確認する。

6) コンサルティングサービス

(ア) 本事業に係るコンサルタント TOR 案を検討する。TOR 案には、詳細設計レビュー、事業実施及び維持管理のための施工監理、資機材調達支援、入札補助・入札評価及び契約補助、案件監理、事業効果の評価・モニタリングやそれらに係わる技術移転を含めることを検討する。また、必要となるコンサルティングサービスの規模 (M/M)、コストブレイクダウン、スケジュール (コンサルティングサービス及び本体工事の瑕疵担保期間を含む)、必要なコンサルタント (経験年数、資格、個々のコンサルタントが担うべき業務)、実施機関からの必要なサポート、レポート作成、「コンサルタント雇用ガイドライン」(2012 年 4 月) に基づく必要な記載事項等を含める。TOR 案の作成の留意事項と TOR のひな形は別途 JICA より提示するので、その指示に従うこと。

(イ) コンサルタントについては、TOR・ショートリスト・選定書類作成、プロポーザル評価、契約のターゲット期日を明確化する。

7) 事業効果の検討

(ア) ミャンマー政府関係者と協議の上、定量的指標を設定する。また事業による受益者層 (貧困レベルや年齢層、性別など) を特定し、過去の円借款事業の例を参考にしつつ、セクターごとの運用効果指標を設定し、サブプロジェクト毎にベースライン値・ターゲット値を設定する。

(イ) 決定された財務計画、資金計画に基づき、EIRR 及び FIRR を積算する。IRR の算出にあたっては、計算根拠を明らかにするとともに、算出に使用した計算シート (Microsoft Excel 電子データ) をバックデータとして JICA に提出する。

(ウ) (ア)、(イ) で設定した本事業の運用効果指標と 5.(9) で定義した貧困の削減に資する直接的、間接的な関連性を整理する。

8) 優先サブプロジェクトの決定及び早期実施準備支援

サブプロジェクトの中には、早期の事業効果発現の観点から、ミャンマー側

実施機関が早期実施を強く希望する優先サブプロジェクトがあり、協力準備調査と同時並行で実施機関が詳細設計を進めているものがあることが想定される。かかる優先サブプロジェクトに関しては、設計にかかる責任は実施機関が負う一方で、調査団は、必要に応じてプロセスやスケジュールの観点から設計にかかる助言を行った上で、早期事業実施のための調達や施工監理、維持管理等の助言を行うことが求められる。本コンサルタントが早期実施準備支援を行う優先サブプロジェクトは各セクター最大で 3 件程度とするが、対象とする優先サブプロジェクトは JICA 及びミャンマー政府との協議の上で決定する。本件に係る具体的な業務内容は以下のとおり。

(ア) 優先サブプロジェクトにかかる詳細設計、調達、施工、維持管理等の実施計画につき、準備状況や実施体制（中央省庁と地方事務所との役割分担を含む）を確認し、必要に応じてプロセスやスケジュールの観点から助言を行う。想定される業務としては、詳細設計や施工スケジュールの確認、維持監理に係る体制構築支援など。

(イ) 上記（ア）を実施する上で、必要に応じて再度現場視察を行い、優先サブプロジェクトにかかる追加情報収集や現場関係機関との追加協議を行う。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）を踏まえ、詳細設計にかかる準備が十分であると判断された場合、詳細設計に基づく資機材調達計画や、調達される資機材の内容が設計に沿ったものであるかどうか確認を行い、適切な調達のために必要に応じて助言を行う。

(エ) 優先サブプロジェクトに関する広報について関係機関と協議を行う。

9) リスクの確認

円借款の事業実施におけるリスクを把握するため、セクターごと若しくは類似の事業内容・規模の複数のサブプロジェクトのリスク管理シート（別紙 1）のフォーマットを使用して、リスク分析を行う。

10) 提言

事業評価に基づき、最終的なサブプロジェクトリストを含めた事業計画書を作成し、事業実施にあたって、現時点で想定しうる範囲で、プロジェクトリスクの回避・緩和・対応策や、早期の事業実施実現、及び完成した事業の維持監理や予算確保に係る提言を行う。

11) 現地調査の開始・終了に当たり JICA ミャンマー事務所への報告を行う。

(7) 第三次国内作業（2015 年 3 月）

1) ドラフト・ファイナル・レポートの作成

(ア) 上記作業を踏まえてドラフト・ファイナル・レポートを作成する。

(イ) ドラフト・ファイナル・レポートの内容につき、JICA を含む関係者からのコメントを踏まえ、必要に応じて補足調査を実施する。なお、ドラフト版のJICA への提出にあたっては、JICA が内容を確認するための十分な時間を確保すること。

(8) 第四次現地調査 (2016 年 4 月 : ネピドー)

1) これまでの調査での積み残し事項の再調査を行う。

2) 関係機関に対し、ドラフト・ファイナル・レポートに関し説明・協議し、合意を得る。

3) JICA ミャンマー事務所への報告を行い、関係機関との協議も踏まえ、ファイナル・レポート作成に向けた方向性を確認する。

4) これまでの調査を踏まえ、本事業概要に関する関係者に対するワークショップを開催する(80 名程度を想定)。

(9) 国内整理期間 (2016 年 5 月~6 月)

1) ドラフト・ファイナル・レポートにかかる関係機関からのコメント及び補足調査の結果を踏まえ修正を行い、ファイナル・レポートを作成し、JICA、ミャンマー政府及び関係機関に提出する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、契約の成果品はファイナル・レポートとする。なお、各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

(1) 調査報告書

レポート名	提出時期	部数
インセプション・レポート (IC/R)	調査開始時	和文5部、英文15部 (簡易製本)
プロGRESS・レポート (PR/R)	2015年9月頃	英文15部 (簡易製本)
インテリム・レポート (IT/R)	2015年12月頃	英文15部 (簡易製本)
ドラフト・ファイナル・レ ポート (DF/R)	2015年3月頃	和文5部、英文10部 (簡易製本)
ファイナル・レポート (F/R)	2016年6月頃	・和文5部、英文15部 (製本版)
・要約		・和文3部、英文15部 (簡易製本版)
・メインレポート		・要約版緬文10部、和文5部、英文8部 (製本版)
・サポーティングレポート		
・データブック		・CD-R各8部(和文、英文)

(*) ファイナル・レポートは、製本版が一定期間非公開となる情報を含むため、一定期間非公開となる情報を除いた簡易製本版を作成し、調査終了後速やかに公開するもの。一定期間非公開となる情報は原則以下のとおりであるが、具体的な排除対象箇所については、別途 JICA と十分に協議の上決定することとする。

- ① コスト積算、調達パッケージ、コンサルティングサービスの人月・積算、経済・財務分析に含まれるコスト積算関連情報
- ② 実施機関の経営・財務情報のうち、公開されていない情報
- ③ 民間企業の事業や財務に係わる情報

(2) その他の提出物

(ア) 議事録等

各報告書に係る同国政府や本邦企業との協議概要の協議議事録 (M/M: Minutes of Meeting) 及び先方政府との各調査報告書説明・協議にかかる議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及び調査団が主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等を取りまとめ、3 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA ミャンマー事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料を JICA に提出すること。

(イ) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、監督職員又は分任監督職員に提出する。

(ウ) 概略事業費詳細

概略事業費の詳細を JICA へ提出する。

- (エ) コスト縮減検討
- (オ) コンサルタント業務内容
- (カ) リスク管理シート
- (キ) 環境社会配慮関連資料

IEE, EIA 案を含む環境管理計画及びモニタリングフォーム計画、スクリーニングフォーム、環境チェックリスト、簡易住民移転計画(RAP)案(用地取得が生じる場合)および関連の調査結果資料を JICA へ提出する。

(ク) デジタル画像集

円借款による事業が完了するタイミングでの事業効果の対比を行うことができるよう、本事業実施前の現場写真または映像資料を JICA へ提出する。

(ケ) その他

上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかにこれに対応すること。

(3) 報告書の作成・印刷仕様

ファイナル・レポート以外の仕様は、A4 版、タイプ打ち、両面コピー、章毎改ページの編集とし、簡易製本とする。ファイナル・レポートの印刷仕様及び電子化の仕様は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」の通りとする。なお、仕様の詳細は JICA の指示に従うものとする。

(4) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、データ及びリスト一式 (JICA 図書館定型フォーム) を調査終了後 JICA に提出する。

(5) その他、調査報告書作成にあたっての留意事項

- ・ 各調査報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述すること。
- ・ 各調査報告書は、同国政府への提出に先立ち、事前に JICA に提出し、承諾を得ること。
- ・ 各調査報告書表紙の裏面には、調査時に用いた通貨換算率とその適用年月日を記載すること。
- ・ 各レポートには、その内容の要点を記載したサマリーを加えること。ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 3~5 ページ程度に取りまとめ、本文と色違いで和文要約、英文サマリーの最初の部分に入れること。
- ・ レポートの作成にあたっては、装丁等が華美に流れ過ぎないように、常識の範囲内で極力コストダウンを図ること。
- ・ レポートが特に分冊形式になる場合は、本論と例えばデータの根拠との照合

が容易に行えるよう工夫を施すこと。

- ・ 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成に当たっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する外国文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。
- ・ レポートで引用した統計、資料、数値等については、必ず出典を明記すること。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

2015年7月より業務を開始し、2016年6月の終了を目途とする。全体で4回の現地作業を想定しており、それぞれの調査期間の目安は1~2か月とするが、地方部サブプロジェクトの調査時期については、先方機関によるサブプロジェクトリストの作成、地方政府との協議の状況に応じて、全団員が同一のスケジュールで現地調査を行う必要はない。想定する業務工程案は以下のとおり。

項目	2015年						2016年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
インベションレポート	▲											
第一次現地調査		■										
プロパレスレポート			▲									
第二次現地調査				■	■	■						
インテリムレポート						▲						
第三次現地調査							■	■	■			
ドラフトファイナルレポート									▲			
第四次現地調査										■		
ファイナルレポート												▲
ワークショップ							▲				▲	

2. 業務量の目途と業務従事者構成

(1) 業務量の目安

合計 42.00M/M

うち、現地 34.75M/M、国内 7.25MM を目安とする。

(2) 業務従事者の構成

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。給水分野については業務の質・量ともに他セクターと比して負担が大きいことが想定されるため、助言や補助要員として3人を配置することとする。第2, 3次現地調査は2チームに分かれて実施することを想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。なお、記載の格付けは目安であり、以下の格付けを超えた格付けの提案も認める。但し、目安を超える格付けの提案を行う場合は、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

① 総括／地方開発（2号）

調査団を統括する。また、先方政府との協議や他ドナーなどとの各種会議において調査団の見解を述べ、議論を行う。さらに、地方開発に資する小規模インフラ開発案件や地域開発に関連する円借款事業の経験が豊富にあること。

② 地方道路①（2号）

山岳地帯や浸水地帯を含む地域での道路整備や維持管理などに関する豊富な知識、調査や事業実施経験を有すること。

③ 小中規模橋梁／地方道路②

小中規模橋梁開発や地方道路の維持管理などに関する豊富な知識、調査や事業実施経験を有すること。

④ 地方電化①（小規模送電／配電）

地方電化（小規模送電、配電）の開発や維持管理などに関する豊富な知識、調査や事業実施経験を有すること。

⑤ 地方電化②（オフグリッド地域の電化）

地方電化、特にオフグリッド電化の開発や維持管理（例：ディーゼルジェネレーターや小水力等のオフグリッド電源、配電網整備、料金徴収）などに関する豊富な知識、調査や事業実施経験を有すること。

⑥ 地方都市給水①（3号）（地方都市給水取り纏め）

地方給水の開発に関する豊富な知識、調査や事業実施経験を有すること。

⑦ 地方都市給水②（水道施設）

地方給水の開発における浄水設備や水道施設の開発、維持管理などに関する豊富な知識、調査や事業実施経験を有すること。

⑧ 地方都市給水③（水質管理）

地方給水の開発における水質管理や維持管理などに関する豊富な知識、調査や事業実施経験を有すること。

⑨ 環境社会配慮

開発事業計画策定に関する環境社会配慮について、経験を有すること。

⑩ 参加型地方開発／ジェンダー配慮

地方住民との対話を踏まえた案件形成を実施するにあたり参加型地方開発に関する豊富な経験を有すること。またジェンダーに配慮した案件形成の経験を有し、当該分野における分析・提言等を行った実績があること。

⑪ モニタリング／評価

⑫ 調達／資金計画

3. 現地特殊傭人の雇上

以下の項目については、当該業務について経験を有する特殊傭人（ローカルコンサルタント）複数人を現地で雇上して実施することを想定している。特殊要員はそれぞれ地方道路、地方電化、地方給水、環境社会配慮に関する知見を有していることが望ましく、想定業務量は32MM程度を考えているが、下記業務

内容及び業務工程を考慮のうえ、必要と思われる M/M 及び要員配置案をプロポーザルにて提案する。

- 1) サブプロジェクト概要調査実施時の調査補助
- 2) 優先サブプロジェクトの早期実施準備支援時の調査補助
- 3) 国内作業等による本コンサルタントの不在時のフォロー
- 4) 文献・資料翻訳
- 5) データ入力
- 6) 通訳

4. 配布／貸与資料及び閲覧資料

(1) 参考資料

以下の資料については JICA 図書館ポータルサイトにて閲覧可能。

無償資金協力

- ① 「中央乾燥地村落給水計画」(6.3 億円 : E/N 署名 2013 年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000255660.html>
- ② 「カレン州における道路建設機材整備計画」(7.6 億円 : E/N 署名 2013 年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000008987.html>
- ③ 「ラカイン州における道路建設機材整備計画」(7.4 億円 : E/N 署名 2014 年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015418.html>

技術協力

- ① 「ミャンマー地域観光開発のためのパイロットモデル構築プロジェクト」(R/D 署名 2014 年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016849.html>
- ② 「少数民族のための南東部地域総合開発計画プロジェクト」(R/D 署名 2013 年)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012635.html>

(2) 閲覧資料

その他「貧困削減地方開発事業フェーズ 1」に関する閲覧資料は、JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第四課 (03-5226-8926) にて閲覧可能。

5. その他の留意事項

(1) 安全対策について

現地調査期間中は安全管理には十分留意すること。当地の治安状況について、JICA ミャンマー事務所及び日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業

を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとり、安全対策について了解を得るよう留意する。

(2) ミャンマー国内移動

サイト訪問があることから、各団員とも現地作業時に 3 回程度の国内飛行機移動代を積むこととする。飛行機代については、ヤンゴン・ネピドー間往復を基準とする。

(3) 調査報告書の送付

各種調査報告書は、コンサルタントが関係省庁・機関、JICA 本部に送付することとし、その経費については見積りに計上すること。

(4) 関係者との連絡

先方関係機関やJICAとの連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮する。

(5) ステークホルダー協議について

ステークホルダー協議の開催費用については、原則先方負担とする。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正防止ガイダンス(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

別紙1 リスク管理シート

Risk Management Framework

Project Name:

Country:

Sector:

Potential project risks	Assessment
1. Stakeholder Risk	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
2. Executing Agency Risk	
2.1. Capacity Risk	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
2.2. Governance Risk	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
2.3. Fraud & Corruption Risk	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
3. Project Risk	
3.1. Design Risk	Probability: H/M/L
(Description of risk)	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:

	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
3. 2. Program & Donor Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L
	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
3. 3. Delivery Quality Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L
	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
4. Other Risk (Description of risk)	Probability: H/M/L
	Impact: H/M/L
	Analysis of probability and impact:
	Mitigation measures:
	Action during the implementation:
	Contingency plan (if applicable):
5. Overall Risk Rating (Overall comments)	Probability: H/M/L
	Impact: H/M/L

1/ Descriptions in the risk management matrix can be brief and concise. In order to record the description of each risk as well as the evidence for the team's assessment, a separate sheet should be prepared to describe the details.

以 上